

富山県成年後見制度利用促進協議会の設置について

1 趣旨

成年後見制度は、認知症、知的障害その他の精神上の障害により判断能力が不十分な人の権利擁護を支える重要な手段であり、近年の人口減少、高齢化、単身世帯の増加等で制度利用のニーズが高まる中で、市町村における中核機関の整備や、成年後見人の確保・育成を推進していくことが重要になっている。

このため、県において市町村では担えない地域連携ネットワークづくりの役割を主導的に果たす「富山県成年後見制度利用促進協議会」を設置するもの。

2 目的

- ・市町村、中核機関や専門職団体等の取り組みの情報交換
- ・管内市町村の相談体制整備を進めるための具体的な支援策の検討
- ・成年後見に関わる担い手の確保・育成 等

3 設置日

令和7年8月6日

- （ 第1回富山県成年後見制度利用促進協議会(8/6)でいただいた主なご意見 ）
- ・成年後見の担い手が不足しており、市民後見人、法人後見人の育成が必要
 - ・市町村における報酬助成制度の充実等に向けた情報共有が必要 など

4 構成団体

区分	団体名
専門職団体	富山県弁護士会
	公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート富山県支部 (富山県司法書士会)
	一般社団法人富山県社会福祉士会
	公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター富山県支部 (富山県行政書士会)
司法機関 (オブザーバー)	富山地方・家庭裁判所
福祉関係団体	社会福祉法人富山県社会福祉協議会
関係行政	富山市、高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、舟橋村、上市町、立山町、入善町、朝日町
中核機関	とやま福祉後見サポートセンター
	呉西地区成年後見センター
	魚津市成年後見支援センター

【事務局】 厚生企画課 (地域共生福祉係)

【その他出席者】 関係課職員 (高齢福祉課、障害福祉課)

5 今後のスケジュール

10月～12月：成年後見制度利用促進研修会の開催

3月下旬頃：第2回成年後見制度利用促進協議会 (オンライン)、担い手育成方針策定